

東近江市ドラゴンカヌー競技規則

1 1クルー10名（内訳：船長1名・舵取り1名・漕ぎ手8名）とする。

大会当日の出場は、申込締切時において登録された者に限る。ただし、大会当日受付時までの選手変更は認める。なお、同じ部内での選手の二重登録は認めない。（発覚した時点で失格とする。）

2 レースは、往復 300mで行う。（折返しコース）

3 コースは、カヌー発着場より1、2、3、4、5、6コースとする。

4 1回戦、敗者復活戦、準決勝、決勝を行う。ただし、参加チーム数により調整する。

5 1回戦の組み合わせは当日までに抽選（代表者会議）により決定する。

また、敗者復活戦は1回戦の順位、準決勝は1回戦及び敗者復活戦の順位により決定する。

なお、決勝戦は、準決勝の結果により、レース終了後、本部テントにてコース抽選を行う。

6 レースは原則として6艇で行うが、チーム数等により5艇・4艇で行う。

7 各レースの上位2チーム又は3チームが上位戦に進出できる。ただし、上位戦に進出するチームは参加チーム数により調整する。（対戦表参照）

8 1回戦の敗者は敗者復活戦に出場することができ、各レースの上位2チーム又は3チームが上位戦に進出できる。ただし、上位戦に進出するチームは参加チーム数により調整する。（対戦表参照）

9 コールは、発艇時間30分前とする。

10 レース出場チームは、乗艇する選手全員で指定された場所に時間までに集合し、係員の指示に速やかに従うこと。

11 乗船後、速やかに出発地点の各コースに直行（基本的にはバックでスタート位置に着くこと。 なお、方向転換が必要な場合は、1コースを越えた位置で行うこと。）し、スタートの位置に待機すること。事故を防ぐため、舵取り以外の乗船員については立ち上がらないこと。

12 スタート地点においては、太鼓手と舵取りがポールをつかみ、各船ともその状態にて待つこと。（故意に遅れた場合は、そのままスタートさせる。）

13 スタートは発艇員の指示に従うこと。

（要領）「全艇ポールをはなして」「レディー」「ゴー」の合図で行う。

同時に手旗を振るので発艇員の動きをよく見ること。

14 パドル、舵等の故障、事故（接触）等による再レースは行わない。

15 事故が発生し、レースが続行できない場合は、太鼓を乱打するとともに、選手全員がパドルを上方に挙げて合図すること。

16 ゴールは艇の先端（龍頭）がゴールラインを通過した時とする。

- 17 順位は着順により決定する。ただし、1回戦の全レースが成立する前に荒天等によりレース続行が不可能となった場合は、大会を中止し、順位は決定しない。
- また、準決勝・決勝において、全レースが成立する前にレース続行が不可能となった場合は、成立した直前のレースタイムにより順位を決定する。
- 18 コースを外れたり、カヌー艇の妨害など、レースの管理上支障が生じる恐れがある時は、審判員がその艇に対して警告、停止もしくは失格とすることがある。
- 19 前項の原因が故意による場合は、失格とする。
- 20 審判員の判断により、レース不能と認め、引き船をした場合は着外とするが、1回戦で着外になったチームのみ敗者復活戦に出場できるものとする。
- 21 競技の性格上、審判に対する不服申し立ては認めない。万一、審判に対し競技規則に反する言動があった場合は、直ちに失格とする。
- 22 コースは、各出発地点から定められた標識を折返し、ゴールラインまでの最短の直線とする。
- なお、折返しは、**標識を中心に必ず左旋回（反時計回り）とし、右旋回（時計回り）でゴールした場合は、着外とする。**また、スタートしたコースと別のコースでゴールラインを通過した場合は、着外とする。
- 23 ゴールは乗船した者が揃っていなければ着外とする。
- 24 選手は競技に際し責任ある行動と安全に心がけるとともに、スポーツマンシップに則って大会に臨むこと。故意に川に落ちた場合は、失格とする。
- 25 艇その他の装備品の使用は適正に行うこと。故意により破損などが生じた場合は、再製に要する経費を負担させることがある。
- 26 乗船の際は素足とし、選手の服装は袖のついたシャツ（タンクトップ・ノースリーブ・キャミソール等は不可）を着用し、その上からライフジャケットを着用すること。
- また、備え付け以外のパドルの使用は認めない。手袋の使用は認める。
- 27 事故防止のため、会場敷地内の**飲酒は厳禁**とする。万一、これに反した場合は、**失格**とする。
- 28 競技前には必ず準備運動を行うこと。
- 29 舵取りは旋回および針路修正以外は櫓を漕ぐように舵を使用してはいけない。これらの行為を発見した場合は着外とする。
- 30 **発着場付近の浅瀬で舵を立てて使用することを禁止する。（舵の破損に繋がるおそれがあるため。）**
- 31 のぼり旗のサイズは、（縦 180cm、横 45cm）以内とすること。
- 32 規則に定められた以外の事項については、競技役員の協議により決定する。